『偐紫田舎源氏』絶版処分再考 ――公共社会学の観点から――

鎌 田 大 資*

Rethinking the Ban of *Nise-Murasaki-Inaka-Genji*: From the Standpoint of Public Sociology.

Daisuke KAMADA

国文学、歴史学において、日本での出版規制の研究は着実に蓄積されている(今田 1981, [1977] 2009; 鈴木他 2012; 佐藤 2017 など)。社会学でも、ハバーマスの公共圏論(Habermas [1962] 1990) の日本での検証を中心に、関連する実証研究課題が派生しえたはずだが、それ に手をつけた研究者はほぼ皆無である。その第一の理由は、フランス革命後、人権思想を組み こんだ憲法を最高法規とする法律体系を国家にも遵守させることが、先進国の標準としてすで に定着しはじめていた 19世紀中盤以降に、社会学が発生したことであろう。特にその公共社 会学を志向する一面において、「憲法に守られ市民社会をもたらす」公共圏を支えるインフラ ストラクチャーの一部として、社会学は機能してきた(鎌田 2015)。それゆえ逆に、それ以前 の社会現象を論ずる理論的基盤を欠き、日本でもわずかな例外1を除き、明治期の王政復古以 前の歴史的事実に対しては、無力な学問と社会学者たちも自身を規定してきたのかもしれない。 江戸時代から明治にかけて、政治、社会、行政、風俗各分野の断絶をしか見ない論調に論者 は与せず、日本の近世、近代の歴史に社会、文化の連続性が見いだせると考える。そしてカン ト以来、ヨーロッパで伝統的に構想されてきた思想の交流の場(Kant 1784=2006)、すなわち 公共圏が、日本でも発生しつつあったか否かを検証するため、桃山時代以降の日本の活版、木 版印刷の歴史をたどり、時期的にヨーロッパでの公共圏の発生と呼応するはずの徳川幕府の出 版規制の特性を、享保、寛政期の代表的事例から考察した(鎌田 2015a, 2016)。

元来,江戸時代の支配階層を占める徳川家をはじめとする諸大名やその家臣,封建領主でもあった寺社の来歴,縁起などに関する浮説,異説がその社会的威信,経済的利害をそこなうことを防ぐプライバシー保護を主眼にはじまった出版規制には,それに先行するキリシタン禁教に目配りし,キリスト教に関する情報の出版を禁ずる限定が当初から存在していた。とはいえ,それ以外の部分は時の流れのなかで徐々に規制事例が蓄積され,合理的に意味づけられえたその一部が引きつがれたものである。

貨幣経済の発展により、年貢米を中心に経営される各藩や幕府の財政は破綻した。その再建 という動機を色こく持ちながら、特に享保、寛政、天保期に、気力ある個性的な大名たちが各 世代の改革担当者となり、倹約や奢侈取締りのため多様な触書を発布して、町人による経済活

^{*}人間関係学科 准教授

動としての出版事業をも一時的に規制した。本稿では天保期の規制を取りあげ、天保 13 (1842) 年の柳亭種彦作・歌川国貞画『偐紫田舎源氏』² 絶版処分を考察する。

1. 背景

天保改革期について考察する前提として,近年,研究,新知見が蓄積されてきている江戸時代における各階層の文字習得の努力や諸制度を,簡単にまとめる³。

概して支配地域が限定されている戦国大名にとって、さまざまな争論を調停する際には、その土地ごとの慣習に準拠すればよかった。領地をめぐる争いに明け暮れ、その勝敗によって劇的に支配地域自体が変動する領主たちのうち、多様な裁定の際の基準を書きしるした分国法を設定する者は少数派であり、現在まで伝えられているいくつかの分国法は、実際にはほとんどもちいられないか、わずかな期間、実施されただけで、その領主自身の滅亡により廃止された(清水 2018)。

江戸時代に入り、領主の横暴を訴えることに成功した場合、徳治を標榜する幕府としては等 閑視もできず、代官の交代などをへた闘争の結果、最終的には無理のある年貢高自体を撤回を 達成した寛永白岩一揆という事例がある。領主の非道を訴える箇条書きの書付(目安)が訴訟 社会の住民となった農民の手習い手本、目安往来として、幕末、明治にいたるまで写本として 広範囲に流布し、今日まで伝世している。それ以前、争いを解決するための実力行使が当然視 される時代には、山村にも堀をめぐらして自衛する状態だったが、幕府のような上位権力に、 地元の支配者の非道を訴えでて裁決を得られる体制が整うと、文字による書付が証拠として ものを言うことになり、自身の農地、石高を明記した帳面を保管して、それに言及できるよう に準備し、文字による情報管理の必要が農村社会の隅々まで感じられる世の中になった(八鍬 2017)。

その学習のためには、寺院や下級武士が家計の助けとして経営する寺子屋がさかんに利用され、いろは、数字、計算、地名、藩名などの社会常識、手紙文の文例を収めた往来物と呼ばれる手習い手本が活用された。漢字、カタカナ、ひらかなと三種の文字を駆使する日本語の表記法は複雑であり、支配階層である武士とそれ以外を明確にわける階層秩序が強化されていくとともに、寺子屋などが広まり、人々が習得する文字の種類自体も階層化された。すなわち、漢字まで使いこなせるのは基本的に武士階層のみであり、それ以外は9歳から13歳くらいまでの寺子屋入門期間中にかな文字の読み書き、計算法を習得して世に出ていった4(大戸・八鍬2014:梅村2002)。

したがって、正式な政治文書としての漢文の読み書きが難しい場合、かな文字主体の書き物による表現やコミュニケーションが主体となる。天明期の狂歌流行を受けて始まった黄表紙や洒落本などの戯作では、かな文字主体で挿絵の力も借りて意図や物語が伝えられ、武士と町人が入りまじって創作を楽しむメディアとなった(鎌田 2016)。寛政期の取締りの結果、武士や有力商人の作家が一掃され、町人作家、山東京伝が娯楽読み物の第一人者となり、作品が長編化して合巻、読本(よみほん)が生まれ、滝沢馬琴の『南総里見八犬伝』(以下、『八犬伝』と略記)のような大河長編がヒット作として書きつがれるようになってから、娯楽読み物の作者として頭角を現したのが、本稿で考察する『偐紫』の作者、柳亭種彦である。また天保期においては、次の時代、幕末、明治期の王政復古という社会変革をもたらす人々が、読み書き能力を体得していることの重要性を考察すべきでもある。それゆえ、本稿では『偐紫』絶版事件に

まつわる取締り側と作品享受者層の教育に関して考察を加える。

天保期の規制に関し、以下に掲げる天保 13 年出版規制再確認触書の基本的考え方をまず検討する。なお最初に幕府の出版規制方針が集大成された享保年間と比較し、変更点の有無を確認すべく、注目すべき箇所に傍線を施した⁵。

○天保十三年寅六月三日,印行書物類御改正之義,御書付出候,同日町觸これあり,左之如し, 自今新板書物,儒書佛書歌書すべて書物類,其筋一通之ことは格別,異教妄説を取交へ作 り出し,時の風俗人の批判等を認候類,好色畫本等,堅く無用たるべき事,

- 一人々家筋先祖の事などを、彼是相違(かれこれそうい)の段共新作の書物に書顕し、世上 流布致させ候儀、いよいよ停止たるべき事、
- 一何書物によらず新板の物,作者並板元の實名,奥書に致させ申すべき事,
- 一唯今迄, 諸書物に<u>權現様御名書候儀</u>相除候得共, 向後急度致たる儀の書物の内, 押立候儀 は御名書入苦しからず候, 御身の上儀且御物語等の儀は相除, 御代代様御名諸書物に出候 儀も, 右の格に相心得申すべき旨, 享保度相觸置候處, <u>すべて明白に押出,世上に申傳へ</u>, 人々存居候儀は, 假令御身の上御物語たりとも, 向後相除候には及ばず候,
 - 但, 輕きかな本等の類は, 唯今迄の通り相心得べく候,

右之外, 暦書天文書阿蘭陀書籍翻譯物は勿論, 何の著述に限らず, すべて書物板行致候節, 本屋共より町年寄館市右衛門方え申出すべく候, 同人より奉行所に相達し, 指圖の上沙汰に及び候筈に付, 紛敷儀決してこれなき様致すべく候, 且又彫刻出來の上は一部宛奉行所へ差出すべく候, もし内證にて板行等致すに於ては, 何書物に限らず, 板木焼捨, 懸合之者共一同吟味の上, 嚴重の咎申付くべく候,

右之通, 町中洩れざる様觸知すべきもの也,

六月(馬琴 1911:475-476;近世史料研究会 2000:127-128 (13642);石井·服藤 1994:299-300 (4710))

享保から天保にかけての変更点を見ると、1, 徳川家康の事跡についてしっかりした書物ですでに世に広く知られた事柄を扱う場合にはそれを禁止しないという点 6 と、2, 出版物の問題の有無を自主規制により判定してきた株仲間が、天保の改革では利益独占の幣を正すという趣旨で廃止されたので、奉行所に草稿を提出し、印刷完了後の見本も一部提出することになった点 7 が重要だろう。奉行所に提出された書物の問題の有無は、幕府の儒臣、林家の衰退を救った中興の祖、林述斎 8 を中心とする学問所で判定されるようになった(藤田 1989: 104–127)。

また変更がないのは、1,「異教妄説⁹を取交へ作り出し、時の風俗人の批判等を認候類、好色畫本」の規制であり、2,「人々家筋先祖の事などを、彼是相違の段共新作の書物に書顕し、世上流布致させ候儀」の規制であろう。1は性交や性器の描写の有無で判定されがちな現行のポルノグラフィより、広い範囲の著作を指す好色画本、および、時事的な報道文全般の禁止、2は当時の有力者のプライバシー保護として、根拠薄弱または他聞をはばかる噂が出版物を通じて広く流布することを防ごうとするものである。これらの規制を経て公刊された出版物には出版者の実名、住所を刷りこませたので、規制を経ずに流布する地下出版本と公認出版物を区別する目印ができた。

つづいて3大改革期特有の奢侈取締りに主眼を置き,天保改革全般を特徴づける。その原動力は、老中,水野忠邦¹⁰の強い意志と,その手足となった鳥居耀蔵の剛腕である。江戸時代を

通じ、各藩で進めた農地開拓、特産品の売買により、徐々に農産物全般の生産量が上がり貨幣経済が発展する。また大阪で成立した米相場の影響もあり、年貢米に依存する幕府や武士階級の財政は逼迫していく。享保改革で一度は財政収支が改善するものの、徐々に支出超過が悪化し、寛政改革でも立ちなおらなかった(藤田 1989)。享保当時の質実剛健な気風を回復し、幕府の力を取りもどすべく、天保期に老中となった水野忠邦は、歌舞伎をはじめとする各種芸能、娯楽、小売業全般を規制し、芝居小屋や店、屋台の数を減らすなどの改革を断行した(藤田 [1992] 2015)。

天保の諸改革において、水野のもとで改革の取締りを担当し江戸の南北両町奉行を務めた2人、鳥居耀蔵と遠山景元は悪と善の性格づけとともに対比されがちだが、『偐紫』処罰はかれらの合作である。寛政改革で幕府の官学となった朱子学を伝えるべく継承されてきた林家を、養子縁組によって強化するため大名子弟から抜擢された林述斎を通じ、かれらは親族、師弟の縁でつながりがある。町奉行の職責遂行に儒教的教養にもとづく知性を活用したかれらは、朱子学を媒介に寛政期以降に形成されたパワーエリートの門閥に属する。すなわちかれらの存在自体が、当主の能力しだいで家の格付け、評価、禄高が、世代を継いで向上する業績主義と属性主義を折衷する行政機構が、発生しかけていた証左となっている11。

遠山の金さんの通称で親しまれる遠山金四郎景元¹² は、本家と分家の間の兄弟、おじ甥のあいだの錯綜した相続関係のため、家督を継ぎ出仕したのも奉行になったのも遅く、庶民の人情に通じていた。水野が命じる改革には、その実行を遅らせて抵抗したが、途中、大目付などに転任させられ町奉行の実務を離れる(藤田 [1992] 2015)。

遠山景元の父、景晋(かげみち)は、定信が寛政 4(1792)年に導入した学問吟味という学科試験の初回、および寛政 6(1794)年の第 2 回に参加し、第 2 回では筆頭の成績で抜擢された。彼は長崎や北海道に派遣されて対ロシア人の外交交渉などで功績をあげ、家名を高めた¹³。学問吟味の出題担当でもあった述斎と景晋は、終生、師弟として親交を結ぶ¹⁴(藤田 1993:36;岡崎 2008:38-50)。景晋は、長崎、対馬、松前で南北両方向に開かれた対外関係を、現状維持的に開国拒否の方向で処理しつづけた能吏である。

鳥居耀蔵は、林家の養子として勢力回復に努めた述斎の実子で、やはり旗本の鳥居家の養子になり家督を継ぎ、目付として水野の改革をたすけ、その辣腕を買われ、甲斐守として南町奉行に就任した。役人でもう一人いた甲斐守に対し、耀蔵のほうということで「ようかい」と呼ばれた¹⁵。かなり教養も書物を見る力もあったようだが、天保の改革では水野の意を受けて、朱子学重視の立場から蘭学派を弾圧する謀略をめぐらし、砲術家の高島秋帆、蘭学に詳しい渡辺崋山、高野長英らを失脚させ、崋山、長英を自害させた(松岡 1991)。水野は外様大名を対象に含めた国替えを命ずる上知令などへの抵抗のため失脚した。鳥居は水野失脚時に反水野に回るが、水野が復活したのち、謀略を追及され今度は鳥居が失脚し、幕府瓦解にいたる 20 年以上を幽閉されてすごした。

種彦への対応の詳細は景元の捜査、調整によると思われるが、その背後に各種の陰謀をこらして蘭学派を弾圧し、綱紀粛清を心がけた耀蔵の意見や動向があってこそ、処罰自体がなされたと思われる。水野の失脚後、謀略が露見して罪を問われた耀蔵と、名奉行として栄光に包まれ、前代未聞の南北両奉行歴任という伝説を形成した景元の交差する経歴の交点に、この事件は位置づけられる。

2. 事件

種彦も含め、天保改革期に取締られた多くが、ある種の謀略の犠牲者、または改革の時世に 平時よりも厳しく素行を吟味され、明るみに出た逸脱行為が処罰された人たちである。

種彦は、本名の高屋彦四郎として、城勤めの直接の上司から、生前、執筆に関し注意を受け、特にそれ以外の具体的処罰は受けなかった。お前の家に居候している柳亭種彦というものは良くない人物だから追いだして縁を切るようにと、文筆は廃業して小普請組であった旗本としての本来の職務に専念するようやんわりと勧められたという¹⁶。しかし二度目の呼びだしの噂があり、『偐紫』絶版決定以前に体調を崩し死亡する。

喜多村信節(のぶよ, 号は筠亭, いんてい)の随筆『ききのまにまに』¹⁷(天保13年の項目の一部)では以下のように要領よくまとめられている。

當[六]月始[め]絵草紙屋二芝居役者并遊女絵悉く停止,人情本と云中本の作者為永春水入牢,柳亭種彦(高屋彦四郎)は頭(永井五右衛門歟)より呼出し,其方二柳亭種彦と云者差置候由,右之者戯作致事宜しからず,早々外へ遣し相止させ申すべしと云渡たりとかや,春水が作は元より柳亭が田舎源氏など皆絶板と成(板本横山町鶴やハ元より家業難渋ニテ,源氏の草さうしを思ひ付て,柳亭を頼み作らせしが,幸に中りを得て本手多く入て,段々つゞき出し售りければ,や、生活を得し処,其板を失ひ忽没落せり,柳亭も此本の作料に利有て,元の住所より遥かによき家を求て移住,此節は大病後ニて,此事有ていよいよもってわろく,遂に身まかれり)(喜多村 1928: 223-224)

馬琴の備忘録『著作堂雑記』18 では以下のようである。

天保十三年寅六月、合巻絵草子田舎源氏の板元鶴屋喜右衛門を町奉行え召出れ、田舎源氏作者種彦へ作料何程宛遣し候哉を、吟味与力を以御尋これあり、其後右田舎源氏の板残らず差出すべしと仰付られ候、鶴屋は近来渡世向いよいよ不如意に成候故、田舎源氏三十九編¹⁹迄の板は金主三ヶ所へ質入致置候間、辛くして請出し則ち町奉行へ差出し候處、先づ上置候様仰渡され候て、裁許落着は未だこれあらず候得ども、是又絶板なるべしと云風聞きこえ候、否や遺忘に備へん為に伝聞の侭これを記す、聞僻めたる事有べし、戯作者柳亭種彦は小十人小普請高屋彦四郎是也、浅草堀田原辺武家之屋敷を借地す、(種彦初は下谷三味線堀に住居す、後故ありて、其借地を去て、根岸に移ると云、吾其詳なることを知らず) 其身の拝領屋敷は本所小松川邊也、此人今茲壬寅五六月の頃より罪あり、甚だ悪敷者を食客に置たりし連累にて、主人閉籠られ宅番を付られしと云風聞これあり、虚實未だ詳ならざれども、田舎源氏の事も此一件より御沙汰ありて、鶴屋喜右衛門を召出れ、右の板さへ取上られしなるべし(馬琴 1911:506-507)

取締りについて考察するまえに、作者の種彦に注目し、『偐紫』がなぜ当時のベストセラーとなったのかを検討する。

平安時代末期に成立した『源氏』は、鎌倉室町江戸時代を通じて、武家の女子教育の好素材として多くの調度品や家具の装飾にもちいられ、江戸の町人層においても武家の行儀見習いのために奉公に出る子女たちのあいだで広く親しまれた²⁰。種彦は旗本の一人として、武家の女

性の教材として『源氏』ものが重視される事情にも通じていたと見られる。また彼は国学者の孫を妻とし、和歌や故実に関する教養もあり、難解な『源氏』のテキストを翻案し、換骨奪胎を成しとげる学力、実力に恵まれていた。種彦は国学関係の素養を活用して『源氏』原典を読解し、室町時代以降の風俗や歌舞伎や浄瑠璃の趣向も取りいれ、時代の好尚に合わせて内容を刷新した。絵心にもめぐまれた彼は、『源氏』テーマの先行する多様な図像作品、挿絵本を調べて再構成し、自作のストーリーに合わせ、全丁において挿絵の絵組と文字の書きいれ方を緻密に指示する版下用草稿を作成した(金 2017)²¹。主人公、光氏(みつうじ)は応仁の乱勃発の前後に、戦乱の拡大を防ごうと腐心する謀略家であり、自身と血縁の美男美女を縦横に敵の家中に忍びこませて情報収集し事態を有利に導こうと、閨閥形成による軍略を展開する。こうした人物造形は、もともとの『源氏』の枠組みにはないが、大まかに源氏54帖の流れをたどりつつも新奇な趣向を凝らした『偐紫』は、未完ながら類書が存在しない前人未到の改作となっている²²。また光氏を取りまく人々のファッショナブルな意匠を開発した流行絵師、国貞の工夫もあり、購買力のある御殿女中や上流町人子女を固定読者として版元、作者の家計を潤した²³。

柳亭種彦は、大雑把に言って、先行する山東京伝の廓ものの世界を踏襲した作家である。京 伝は遊女と客の男女関係、店の従業員や客を運ぶ船頭など、女性による接待業の周辺業務に従 事する人たちの視点まで盛りこんだ「好色本」の作者だった。このカテゴリーは、享保年間の 触書にいう「猥りなる儀異説等」を描く類には入るが、現在の出版規制の対象になるポルノグラフィではない。京伝は、一時、遊里に住みこみ遊女を妻に迎え、まさしく本格的にその世界に入って取材をした(鎌田 2016:23, n.24)。これに対して種彦は、基本的に文学的、演劇的素養から出発する創作者である。戯作者として名を成した出世作が、「正本製(しょうほんじたて)」という歌舞伎公演で語られる浄瑠璃台本を模したスタイルの、創作物語シリーズであった。

もう一人,天保の改革で処罰された著名作家には為永春水がいる。対比すると,種彦は碌高こそ少ないながらも旗本,春水は講釈師出身で自ら版元として出版事業にも取りくんだ町人である。2人とも著作の絶版処分のあと,しばらくして逝去するところは同じだが,のちに切腹説,自殺説など,多様な推測がなされたのは種彦だけである 24 。江戸時代にはあらゆる違反行為について,町人よりも武士への刑罰のほうが厳しい傾向がある。したがって武士作家の種彦が同情され,悲劇の人物とされたのかもしれない。

奉行所は、万事の取締りを厳しくしようとして、春水の人情本を主なターゲットに捜査をはじめたところ、種彦に関し付随的に浮かびあがってきた逸脱行為が問題視された 25 (東京大學史料編纂所 1988: 6–15; 上保 1978)。

本絶版事件の理由について公表された諸解釈のうちもっとも冷静かつ妥当と思われるのは、 以下のような鈴木重三のコメントである。「絶版理由は、巷間には大奥描写説を原因と伝える が妥当性薄く、戯作文芸一般への弾圧と華美装幀の禁止が主と見られる。」(鈴木 1984:600)

ただし、こうした冷静なコメントは種彦作品の解釈史においては実は少数派であり、多くの注釈書は「巷説」を重視し、『偐紫』本文や挿絵に見られる登場人物たちの華麗な立ち居振る舞いが、大奥における前将軍家斉の行状の描写と見られる可能性を禁忌した絶版措置と説明している(宮武 [1911] 1985:139-143;井狩 [1965] 1989:305-309;山口 1972:409-411)。資料を見なおすと確かに「巷説」の根拠は薄くなり、本稿第4節に後述するように、その説明には破綻があるように思われる。ただし徳川幕府の出版規制全般には、罪刑法定主義導入以前の

あいまいさがあり、処罰の際に理由や根拠となる法令が明示されない傾向がある²⁶。情報が少なく社会の耳目をそばだたせる興味が尽きない題材に関しては、とかく流言蜚語が広がりやすいところから、種彦の件も人気作家の突然の訃報とあいつぐ人気長編草双紙の絶版処分に、その原因を穿鑿する人々の社会的好奇心がかきたてられた結果、多様な「巷説」が蔓延したことと思われる。本論では鈴木の冷静な見解の価値を認めつつ、むしろ「巷説」に寄りそい、『偐紫』 絶版処分がもたらした社会的効果に視線を向けたい²⁷。

種彦には、改革開始までは特にとがめだてされなかった逸脱行為がいくつかあり、それが複合して処分の方針が考慮されたと推定される。注意に名を借りた助言行為となったのは、遠山景元らがなるべく事を荒だてないように関係者と相談した結果だろうと、推測されている²⁸。

種彦処分に関し、想定される罪状をまとめる。

まず、1、彼は無許可の土地に住居普請している。旗本には幕府から与えられた屋敷地があるが、『偐紫』がヒットして流行作家になり、自分で手配した土地に書斎兼仕事場の屋敷を新築し、『偐紫楼(げんじろう、または、がんじろう)』と名づけて住んだ²⁹。

また、2、その新築の費用捻出のための艶本(えほん)自費出版という嫌疑がかけられた可能性もある。これは林美一による艶本の目録化の結果、推測された事情である。『偐紫』のポルノ版口絵を付けた『艶紫(えんじ)娯拾餘帖』 30 や、『偐紫』的なシチュエーションをポルノに仕あげた『水揚帖(みずあげちょう)』 31 は、ともに種彦作に、国貞が作画したものと見られ、しかもこの本の版元の名称が種彦自身の関与をにおわせており、種彦の自費出版と推定されている(林 1989、1995;国貞 1996、1996a)。

3. 解釈——作品と処罰の特徴

上記の事件について社会学的解釈を加える。松平定信の寛政の改革以降,江戸後期の日本でも,朱子学的教養を行政実務に応用する力がある幕臣を登用する仕組みがささやかながらも機能し,教養の社会的な活用能力を重視する業績主義が観察される事例が生じていた。こうした大状況のなかで,社会における自主教育教材の開発,浸透という面から,娯楽読み物『偐紫』を特徴づけるなら,作者や版元が意図しなかった内容を規制側が深読みし,絶版処分が発動したとするのが「巷説」ということになる。この着想を敷衍し,寺子屋のような教育機関の存在と合わせ,文字を介したコミュニケーションの普及,そして幕末期の瓦版によるジャーナリズム,明治初期の絵画主体の錦絵新聞や,難解な漢語を避けて漢字には振りがなを付した小新聞による士族以外の庶民の啓蒙活動の萌芽(森田 2017:土屋 2002)を準備する素材の一つとして,『偐紫』のような作品のヒットを捉えることができる。

『偐紫』初編上の本文書き出しの2行をなるべく原文のかな遣いに近い形で引用する。

はなのミやこのむろまちにはなをかざりしひとかまへ はなのご志とてときめきつあさひののぼる

現代の日本語使用者の目から見ると、すべてかな書きにしたこうした書き方は逆に読みにくい。しかし、漢字の読み書きができるのは武士層だけという文字使用の階層性を前提とすれば、こうした「かな」のみの表記によってこそ、当世風に語られた『源氏』の世界を、町民や農民もちょっと背伸びして鑑賞する啓蒙的教養書というマーケティングが可能になったと思われ

る³²。『偐紫』は『源氏』を脚色し、原典で描写される平安時代の風俗ではなく、室町時代以降の風俗、歌舞伎芝居風なディテールをちりばめて書きなおし、紫式部版の男女関係の複雑さのエッセンスを微妙に残しながら、まったく異なった物語に作りかえた点で大変な商業的ヒット作となった。これは作者の種彦自身の工夫だが、『偐紫』の成功の要因はそれだけではない。

a, 絵師国貞の貢献

『偐紫』のおもしろさの見逃せない構成要素は、国貞による挿絵の魅力である。彼は種彦の絵組みを膨らませ装飾性豊かな画面に描きだした。現在も、国貞は、もう一人の歌川派の国芳と並べ、美術展などで定期的に作品が展示される人気作家である(国芳・国貞 2016)。国芳は絵師として売りだした当初、『水滸伝』の豪傑の肖像画連作で、体じゅうに散りばめた刺青や隆々と盛りあがった筋肉描写で観客の度肝を抜いて以来、奇抜な絵柄で売った奇想の画家であり、判じ絵、妖怪、猫の絵でも知られる。対して國貞は、女性向けのファッション・イラストに近い作風で、衣装デザイン画を兼ねた歌舞伎役者絵の背景を、現在の劇画の効果線や、アニメーションの背景処理を思わせる虹のような光の筋で処理するなど、斬新で華やかな画面を演出した。『偐紫』でいうと、挿絵で描かれる主人公の足利光氏の髪型が、作品の途中から特徴ある海老茶筌髷(えびちゃせんまげ)という形に変化する。最初は前髪立ちの少年として登場する光氏が、元服後、元結で伊勢海老の触角や足をかたどった髷になる33。

b, 特に女子教育を強く連想させる素材を扱う娯楽作品に関する処罰という側面

「巷説」によれば、上記のような女性読者の人気があったからこそ、天保の改革で本作を処罰しようという動機が与えられた。元来、出版取締りの主要ターゲットは、為永春水の『春色梅児誉美』連作にはじまる人情本だったが、北町奉行遠山景元が指揮して作成した問題のある諸作のリストには、種彦が執筆したと思われる『水揚帖』も含まれ、最終的に種彦の多様な逸脱行為が検討された結果、『偐紫』の絶版処分が命じられたと思われる(東京大學史料編纂所1988:6-15)。

武家子女の礼法,女(男)の生き方指南書としての『源氏』関連の出版事業としても再検証する。あの何とも言えないドロドロした貴族社会の恋愛模様,道ならぬ恋,嫉妬,呪詛,諦念に満ちた『源氏』は,なぜか武家社会でも婦女教育の基本教材として定着していた。特に行儀見習いのために大奥に出仕する奥女中のように,武家の作法を身につけ,有利な縁組や結婚を心掛けていた女性たちに人気を博し,『偐紫』の販売部数も伸びたと推定されている。低収入の町人層は購入ではなく,貸本などで読むこともできたが,御殿女中は裕福な商家の子女も多く,面白い教養書のような意識で本を買いもとめる購買力も期待できた。そしてこの点で,逆に意図せざる風評被害にあったと考えられる(村木 2016)。

4. 未完の近代と未完の公共圏――出版は公共圏を支えうるか

本節では、前節の解釈を基礎にさらに社会学的考察を推しすすめ、憲法に守られた市民社会の到来を導く公共圏の存続を支えるインフラストラクチャーとしての出版の潜在的可能性に関し、上記の種彦『偐紫』絶版処分一件の考察から読みとれること、日本での公共圏発展史の構築のため重要な断片となる論点を指摘する。

a, 読本, 合巻の教育効果

識字率の向上と娯楽読み物の発展の関係は、卵が先か鶏が先かの議論と同様に、どちらが先行するとも言いがたい。しかし、生活の必要から字を学ぶ人が増えたとするほうが、常識的な理解の方向として説得力がある。その場合は、識字率の向上により潜在的市場と購買層の需要が拡大したことを睨んで、娯楽読み物が長編化し、装丁が豪華になっていったという順序で考えることになるだろう。

いずれにせよ、天明期の狂歌の流行につづき、武士や町人に一般民衆向けのやわらかい読み物の書き手が輩出し、黄表紙、洒落本、合巻、読本という娯楽読み物が発展したことは、江戸中期から幕末期にかけての人々の識字率の向上と相伴って進展した社会現象と捉えられる。

『偐紫』のような読み物の読者は、もちろん全国的に普及した寺子屋のような学習機関で手ほどきされて、文字の世界に入っていく人が大多数だったと思われるが、描かれた内容の親しみやすさ、おもしろさから、こうした娯楽読み物により読書の習慣をつづけ、種彦自身が意図したように、オリジナルの『源氏』や源氏香の風雅の世界に入っていこうとする者も出たかもしれない 34 。そうした文芸の世界(文芸的公共圏)に遊ぶことから、漢学、儒学、国学、水戸学、蘭学、本草学、博物学と多様に開かれていた諸「学」の世界において討議し、言論による政治変動の母胎となり公共圏(市民的公共圏)とも呼ばれうる話しあいの場の、条件づくりが開始されたという順序は、一応、想定されうる。

b, 家斉スキャンダルを未然に防止する策——判じ絵の規制側による悪用

ここでは、特に当時の第12代将軍、家慶の先代、11代家斉の日常に注目する³⁵。絶版処分に関する「巷説」の前提として、『偐紫』の主な購買層と思われる御殿女中³⁶ や経済的に余裕のある良家の子女たちのあいだで、この作品に描かれている色好みの光氏を前将軍の家斉と重ねあわせ、長寿、多数の側室、子宝に恵まれた将軍の、大奥における私生活に擬えて解釈する読み方が広まっていたことが想定されている。跡継ぎの男子に恵まれず養子縁組により将軍家存続を図った将軍たちに比べると、家斉は徳川家存続の懸念から解放してくれる安心な殿様だった。しかし儒教道徳や、現代日本にも影響を及ぼすアメリカ渡りのピューリタン道徳から見ると、多すぎる愛人、大奥での豪奢な暮らしぶりには道徳的スキャンダルとして語られうる条件が備わっていた。「巷説」では、『偐紫』絶版処分は、先代将軍に対する当てこすりとして解釈されうる出版物を、世間から取りのぞくためと考える³⁷。

これを江戸の出版規制史に特化した視角から見ると、多様な規制に対抗するため山東京伝や歌麿が考案、活用した「判じ絵」の技法が権力側に逆用されたという解釈になる。

天保の改革を妖怪画として風刺した国芳作品は、家紋により家斉、水野、鳥居などを連想させる人物を書きこみ、改革で被害を受けた寄席や髪結いなど業者たちの姿を、駄洒落や連想から妖怪の図像を通じて表すことに成功した。しかし、その家紋による表象システムの根拠は、歌舞伎や文楽などの頼光と四天王の家紋表現の引用だとする巧みな言いぬけを用意した。版元は十分な商業的成功を享受したのち、自主的に廃版として処罰を免れ、失脚していく水野や鳥居を笑いのめすことにも成功した38。これはすぐれた商業デザイナーでもあった山東京伝や、美人画の名手、歌麿らが寛政の改革期に創始し、簡略な図像表現を絵文字のようにもちいる判じ絵という表現システムを、作者と版元が出版規制をかいくぐる意図でもちいた成功例である(鎌田 2016)。

逆に種彦の場合、武家や裕福な町人の女子教育の教材『源氏』のモチーフを盛りこむ娯楽読

み物として『偐紫』を創作して、所期の目論見どおりの商業的成功を獲得した。しかし「巷説」によれば、逆にそれがあだとなり、作家や版元が意図せぬ将軍の私生活への当てこすりという誤解が生まれた。そしてその絶版処分後、夭折、病弱など血統を残すうえでの問題を抱えがちだった徳川将軍としては、例外的に多くの子孫を残し長寿を保った家斉にかかわるスキャンダルの、潜在的な素材として活用されることを避けるため処分されたという「巷説」が広まった。『偐紫』絶版を「巷説」の線で理解することは、鳥居や遠山のような取締り側官僚が、もともと規制への抵抗のため開発された判じ絵の解釈技法をもちい、幕府要人の行状の描写と誤解されそうな規制対象となりうる部分を検出するため、例外的かつ離れ業的な拡大解釈と深読みをして、検閲の網を細かくかけ直した結果、処罰が実現したと考えることである。すなわち「巷説」の「大奥描写説」は、他の規制事例とは別次元の高度な検閲行為を、『偐紫』事件のみに想定しており、かなり不自然な解釈だと気づかされる。

しかし、「巷説」レベルで想定されているこの事件における検閲と解釈は、第2次世界大戦後、GHQによる検閲が終了して以来、日本国憲法で表現の自由が保証され、政治的案件の表現規制が影を潜めて以降、出版規制の主流となった猥褻表現に関する取締りの理論的先駆型と解釈されうるという点で注目されたのかもしれない。

戦後の出版、表現規制において猥褻表現が問題化するのは、鹿鳴館時代以降、日本社会の西洋化の波とともに強行された往来や公共の場所における裸体禁忌の取締りに準じて、出版物における猥褻表現の取締りが強化された経緯にもとづいている。さらに、第2次世界大戦後の社会で猥褻規制推進派が掲げる大義名分は、児童、青年を有害な情報から保護することである。出版物の教育効果を重視するがゆえに、猥褻図書を公共の場所で読まれうる物体としては排除する。そうした実践を通じて、性にかかわり猥褻と見なされうる事柄に公の場所では言及しないという通俗道徳を、児童生徒のあいだに涵養することを企図している。

『偐紫』は、上記のように女子教育に関する連想が強い題材を扱って、ベスト・セラーになった娯楽作品である。また「巷説」では、作法修行中の御殿女中などの良家の子女のあいだに、色好みの将軍としての家斉像が『源氏』『偐紫』の世界に二重写しにされる懸念が生じ、発禁となったとされる。したがって、少なくとも「巷説」のレベルでは、あらぬ疑いをかき立てる情報源としての効果が、特に懸念されるほど世間に普及したがゆえに、取り越し苦労に近い曲解が生じたということになる。ここでこの事件を、第二次世界大戦後に「俗悪図書」として攻撃を浴びた筆頭作家が、夢と知性にあふれた児童マンガの旗手、手塚治虫だった件と重ねて検討してもよい(竹内 1993)。大きな教育効果が予想される優れた出版物であればこそ、時代風俗に与える悪影響の懸念も大きくなった。「巷」の理解を再構成するなら、優れた作品だったからこそ『偐紫』も絶版とされたことになる。処分の事実やそれにまつわる「巷説」自体を、逆に『偐紫』の出版物としての価値の再評価のきっかけと見なしてもよいだろう。

付記――メディアの公共性の潜在的可能性

江戸時代は出版規制を通じて、時事的な話題についての正確な報道を禁じており、幕府としても事件について判明した事実を一般民衆に公表する意識をもたなかったので、瓦版などの非合法の時事的読み物に記載された情報の多くは、不正確な噂話を版に写して広めたものに過ぎなかった。事実の正確な報道を期した情報収集の萌芽は、幕末期の大火や地震の被害状況を伝える瓦版に見られる。また幕府の支配体制が崩壊しかけた状況では、出版物の事前審査の体制

が機能せず、倒幕の軍事行動を報じる多くの錦絵が無許可の地下出版として、改め印なしに刊行されるようになる(森田 2017)。事実の報道すらなされない状況では、公共圏は確立されない。明治維新という王政復古も言論の力によってではなく、薩長 2 藩を中心とした新政府軍が、佐幕諸藩を討伐する北陸や函館五稜郭の武力衝突に勝利することで確立された。フランス革命期のシィエス『第三身分とは何か』(Siyès [1789] 2002=2011)のように、言論により民衆の実力の自覚と蜂起を促す働きかけは、日本の場合、倒幕という体制変革の大事業にも見られず、その際の公共圏の役割も限定されている。

ただし、日本における出版物、討議などを通した公共の問題への取りくみは、シィエスのような反逆への誘導ではなく、市民的討議能力を底あげすることが本領だったと見ることもできる。たとえば儒教的教養の枠内で水戸学における国体論から明治以降の天皇制の原基が形成され、坂本竜馬、西郷隆盛、大久保利通のような過渡期の人物が戦わせた政治的議論の水準を高め、明治の王政復古に際しては、全面的な内戦の危機を回避し、少なくとも上野戦争、戊辰戦争などの一連の戦闘により、佐幕派が新政府軍に破れた時点で終結する程度に人命の損失が抑制され、比較的、穏やかに決着がついた39(家近 2017)。

すなわち幕末においては、『偐紫』のような娯楽作品の開発と平行して向上しつつあった識字率と、それが可能にした文芸的公共圏に支えられ、国民に共有された政治的判断力が幕末の志士たちのあいだで市民的公共圏を開拓する原動力となり、現実に展開された武力を背景とした政治抗争を、ある程度まで合理化することに貢献し、そして、体制書きかえに際しての人命の損失を、諸外国における革命の事例よりも控え目なものとする程度に、公共圏の実効性が発揮されたと考えるべきであろう。

注

- 1 その例外のひとつは、江戸時代の檀家制度において作成されていた過去帳などを、住民名簿に準ずる資料として集計する歴史人口学であろう(速水 2009 など)。江戸時代における出版規制史や公共圏形成史を扱うことは、社会学をその成立以前に拡張する応用研究となる。
- 2 文政 12 (1829) 年から天保 13 (1842) 年まで刊行。以下,本文中では『偐紫』と略記。本論では『偐紫』の本文翻刻を引用せず,国会図書館で公開している各頁の画像データ(http://dl.ndl.go.jp/ infondljp/ pid/2610252. 2018 年 11 月 13 日閲覧)に言及し,各編の冒頭か序文という形で参照指示するにとどめるが,内容把握のためには岩波文庫版,新日本古典文学大系版(種彦 1951-1953, 1995)翻刻を検討した。また紫式部の『源氏物語』に言及する際は『源氏』と表記する。本稿では出版物『偐紫』絶版の社会学的考察を,出版(publishing)の自由をめぐる公共社会学(public sociology)の試みと見なす。ちなみに参照文献リストでは,馬琴,種彦,国貞など現代におけるペン・ネームに相当する俳号,画号をもちい,曲亭,柳亭などの亭号や歌川などの流派名をあらわす苗字は()内に示す。
- 3 本稿脱稿直前,ある学際的学会員の方々に,往来物,小新聞,江戸時代の人々の文字の使用に関する「分」 について,最新の研究知見で議論を補充するようにと助言いただき,本節以下,国文学,近世史の門外漢 である社会学者の身に可能な限り,論旨を修正した。この場を借りて,感謝を申しあげます。
- 4 土屋札子が引用している明治初めのデータでは、漢字まで読める人は全人口中の10%弱であり、士族の人口割合、政論中心で漢語を多用する大新聞(おおしんぶん)の読者数ともほぼ合致する。それ以外のかな文字なら読めるが漢文はわからないという人たちが、話し言葉に近く「俗談平話」と呼ばれた文体で書かれ、漢字には総ルビを施した小新聞(こしんぶん)の読者となった(土屋2002:41-82)。
- 5 享保7年(1722寅)11月触書本文は前稿(鎌田 2016)などを参照。天保13年6月触書自体は諸書により日付が一定しない。本論の引用文では訓点を省略、一部を読みくだし、濁点、送り仮名なども補ったが、

漢数字はアラビア数字に改めない。漢字などの字体も論者が使用しているワープロソフトのフォントに合わせて変更している。

- 6 享保7年触書では徳川家について出版物で言及すること自体を禁じていた。
- 7 享保7年触書末尾に株仲間が規制の主体であることが明記され、出版物の問屋の株仲間が組織された(今田 [1977] 2009:92-94:『撰要類集』1979(3):58-59)。嘉永4(1851)年3月の再興令まで株仲間の解散状態が維持されたため、その間、類版重版について判定、管理する主体がなくなり、新規の出版業者が参入しやすくなった(高木1995:425)。
- 8 美濃国岩村藩主松平乗薀 (のりもり) 三男の乗衡 (のりひら) として,明和5 (1768) 年生誕。寛政5 (1793) 年, 林錦峯の養子となり林家8代を継ぐ。天保12 (1841) 年逝去。
- 9 享保7年では「猥りなる儀異説等」と表現された。これは、「異教妄説」とともに多義的で、為政者に都合の悪い見解全般を規制でき、民衆には危険な文言である。「寛政異学の禁」により幕府の官学となった朱子学の立場から、蘭学派を弾圧した鳥居耀蔵がこの規定の代表的な濫用者の一人だろう。ただし、吉宗以来、実用的意義がある蘭法医学などは解禁されており、天保期にも蘭学すべてが取締られたわけではない(藤田 1989:105-115)。
- 10 寛政 6 (1794) 年生誕。天保 10 (1839) 年,老中首座となり,同 11 (1840)年に天保の改革を開始し,同 14 (1843)年には失脚。弘化元 (1844)年に一時的に老中に復職するが,同 2 (1845)年には辞職。嘉永 4 (1851)年に逝去。
- 11 とはいえ幕藩体制の身分制度の下では旗本以下の御家人が就任できるのは各種奉行までであり、大名以上でなければ老中にはなれない。ただし江戸幕府によって戦乱が停止される直前は、知謀策謀、権謀術数を尽くした者が、頭角をあらわす下克上に特徴づけられた究極の業績主義というべき戦国時代であった。したがって、門地家柄身分にこだわる江戸幕府の属性主義は、逆に平和な時代の一時的な傾向だったとも考えられる。さらに科挙を実施しない江戸時代の社会において、立身出世に直結しない儒学学習のための「会読」の場が、自由な学芸や社会思想を発展させる基盤となったのではないかと想定する論考もある(前田 2012)。
- 12 寛政5 (1793) 年生誕。天保11 (1840) 年から同14 (1843) 年まで北町奉行, 弘化2 (1845) 年から嘉永5 (1852) 年まで南町奉行。安政2 (1855) 年逝去。
- 13 宝暦 14 (1764) 年生誕。彼が就任した主な役職は,享和 2 (1802) 年,目付,文化 9 (1812) 年,長崎奉行,同 13 (1816)年,作事奉行,文政 2 (1819)年から12 (1829)年,勘定奉行など。天保 8 (1837)年逝去。
- 14 慶長19 (1614) 年の方広寺鐘銘事件で、「国家安康」という銘文の意味を林家の初代羅山がこじつけ、大阪冬の陣の大義名分作りに貢献し、徳川政権内での地位を高めたことなど、創設期から一貫して儒学を政争の具とすることをためらわなかった林家は、政治的な役割を果たし幕府に仕えた儒臣だった(揖斐2014:3-27)。しかし儒教のうちでも、伊藤仁斎、荻生徂来らの古学、中江藤樹の陽明学などに比べ、林家の研究は手薄であり、述斎の学問、政治的業績の解明も今後に期待される。
- 15 寛政 8 (1796) 年生誕。天保 9 (1838) 年, 目付, 勝手掛兼帯。同 12 (1842) 年から 15 (1844) 年, 江戸 南町奉行。弘化 2 (1845) 年から明治元 (1868) 年まで主に讃岐丸亀藩主京極高朗のもとにお預け処分。明治 6 (1873) 年逝去。もう一人の甲斐守は小普請組曲淵(まがりぶち) 甲斐守(松岡 1991:94)。
- 16 種彦の事件は公式記録には言及がなく, 馬琴らの記録, 随筆文に依存して叙述される。種彦呼び出しに関しては馬琴書簡(天保13(1832)年8月21日[殿村]篠斎宛)にも記述がある(柴田・神田2003:42)。種彦病没時点の手記は同年8月7日の条(馬琴1911:507)。
- 17 喜多村は安政 3 (1856) 年に逝去しているが、安政 4 (1857) 年の記事を補い、岩本佐七 (活東子) の校合により成立 (三田村 1928: 解題 1-2)。
- 18 馬琴の備忘録を関根只誠が抄写し関根正直が校合して明治 44 (1911) 年に翻刻。引用部分は馬琴の原本 38 冊目の記載。原本書きはじめの日付はない。
- 19 『偐紫』は38編までしか刊行されず、39、40編は種彦の草稿のみが残っている。
- 20 現代の江戸美術展の展示物としても、『源氏』関連作品は、写本、注釈書、その図柄を活かしたふすま、屏

風,手箱など調度類,香道での源氏香という源氏の各巻名を香木の組合せにあてた遊び方に関する文様表現など素材が豊富である(徳川美術館 2005)。

- 21 全丁に挿絵が入っているのは、草双紙といわれる小型本全般の特徴。馬琴の『八犬伝』などはやや判型が大きい半紙本型読本(よみほん)で、文字が主で挿絵は少ない。種彦も読本を手がけたが売りあげ、人気が先行作家である馬琴には及ばず、草双紙に転じ流行作家となった。そうした経歴を馬琴は苦々しく思い、種彦を格下のライバルと考えていた。わかりやすいのは天保5(1834)年に友人の求めで書きおろした戯作小説史での評言(馬琴 2014:70-72)。
- 22 『偐紫』3編序文で種彦は参考にした『源氏』改作リストを掲げているが、それらはすべて好色本の範疇に入る。 武家の忠義や敵討を前面に押しだした『源氏』ものは『偐紫』以前にはない(山口 1972)。
- 23 この絶版事件は、本節冒頭の喜多村の引用文にも見られるように、『偐紫』 39,40編を出せず、版元の鶴屋がこうむった損害に注目して検討することもできる。天保13年6月19日頃 [殿村] 篠斎・[小津] 桂窓宛馬琴書簡 (別紙・代筆) などを参照 (柴田・神田 2003:31)。鶴屋は貸本屋出身で書物問屋、地本問屋も兼ね、資金力に富む版元だったが、傾きかけた家業を立てなおすために『偐紫』を企画し、その絶版後は窮乏し没落した (高木 1995:28-37)。種彦同様、改革の影響をこうむる同業者、文筆で家族を養う者として、長編出版を禁じる触書のため、将来に感じる不安、自身の眼疾に関する不安を、種彦の死に関連させて述べた天保13 (1832) 年8月7日の馬琴の手記がある (1911:507.前注18の『著作堂雑記』38冊目)。本論とは直接の関連はないが、天保15 (1844) 年、国貞は師匠の豊国の名を継ぎ、2代豊国と称した。しかし、同門の豊重がすでに2代豊国を襲名しており、それと区別して国貞は3代豊国と呼びならわされる。
- 24 馬琴は『八犬伝』のダイジェスト版を無断で作成した張本人として春水には複雑な感情を抱いており、天保改革の犠牲者として彼の著作が絶版処分を受け、その後、本人も逝去したという件について同情は示さず、ライバルが減って喜ぶような手記を残している(馬琴 1911:476,511. 前注 18 の『著作堂雑記』のうち、天保9(1938)年から書きはじめた 37 冊目と、38 冊目)。
- 25 人情本がまとめて絶版となったあと、その街路での売買を禁じた天保 13 年 7 月 11 日の触書 (『諸事留』) が残っている (近世資料研究会編 2000: 150-151 (13674); 石井・服藤 1994: 301 (4713))。
- 26 種彦や『偐紫』の処罰も、享保期の英一蝶の島流しの例(鎌田 2015a:63-64)と同じく、処罰理由の詳細 が明示されない不透明極まりない処罰の一つである。なお草双紙の華美な表紙の禁止に関する触書として は、天保13(寅)年6月4日の触書から以下のような文言を抽出できる。[[前略]近来合巻と唱候絵草子之類、 絵柄等格別入組、[中略] 表紙上包等江彩色を相用い、無益之儀ニ手数を懸ケ、高直ニ売出候段如何之儀ニ 付、是又[迄の誤記か] 仕入置候文共決して売買致間敷候、[中略] 絵柄も際立程二省略いたし、無用之手 数相成らざる様急度相改, 尤表紙上包等ニ彩色相用ひ候義は堅く無用と致すべし [後略]」(近世資料研究 会 2000:128)。この触書全体(近世資料研究会 2000:128-130(13643);石井・服藤 1994:298-299(4708)) は錦絵における役者絵禁止から書きおこされているが、途中で触れられている華美な装飾を施した絵草子 の禁止に該当する出版物の代表格は、やはり一品一品、職人手仕上げによる華麗なコレクターズ・アイテ ムとして収集、保管され、伝世した『偐紫』である。したがってこうした華美な装丁を禁じる規制の槍玉に『偐 紫』が挙げられたと見なす説には説得力がある。ただしそうだとしても挿絵以外に文献としての内容に問 題がないのであれば、装丁、挿絵の色数を減じ、簡素化、値下げして再版させればよいのであり、版木没 収による絶版はこの理由による処分としては重すぎる。こうした面からも、「華美な装丁」の取締りという 説明を表むきのものと捉える憶測が生じたのだろう。ただ、水野、鳥居両人の失脚により、天保の改革が 終息した頃には、作者の種彦は逝去し、版元の鶴屋は没落して、単色刷りにして再版する主体が存在しなかっ たことが、「巷説」の流布に影響したかもしれない。また単色にして刷りだせば、国貞による華麗な挿画と いうコレクターズ・アイテムとしての魅力はいくらか損なわれる。種彦遺稿を流用して増補した『其由縁 鄙俤』(そのゆかりひなのおもかげ)という『偐紫』続編が、種彦門下の作として太田屋佐吉という版元か ら出版されるはじめるのは、弘化4(1847)年。
- 27 大橋乙羽による続帝国文庫版の「解題」(乙羽 1898:1-4) には、幕末に幕府高官に立身した勝海舟の回想

が伝聞として記載されている。『偐紫』の挿絵には家斉の大奥を構成する「御浜御殿」を思わせるものがあり、旗本でたいこもちのように如才ない種彦は、大奥にも出入りしてその見聞を作品化したと、勝は信じていたようである。勝の語りの信憑性の程度はわからないが、幼児期に自身の家庭に出入りしていた人物として種彦を回顧しており、直接の面識がある人物の評価として多少の注意は払うべきだろう。また処罰理由を明示しないのも「知らしむべからず拠らしむべし」といった統治思想によるのであれば、多様な「巷説」の蔓延自体が、処罰の手順自体に織りこみ済みのものだったと見るべきだろう。

明治期に,種彦病死をニューロティック・サスペンス風に,哀切に小説化した代表作は荷風の「散柳窓夕栄」 (永井 1992:350)で、切腹説の伝承を書きとめたのが三田村焉魚 (1977:203-221)である。井狩章が引用している明治の文芸批評家、研究者の種彦処罰についての言及は他にもある(井狩 [1965] 1989:329-330:雙木園主人 [1894] 1913:428 など)。天保13年以降、荷風や焉魚の執筆時までに随筆文などの精査により観察できる種彦自殺説その他の「巷説」の詳細に関しては、今後、江戸文学、近世史研究の成果に改めて学びたい。

- 28 典型的には宮武外骨([1911] 1985:142-143)の,種彦に筆を捨てるよう諭したのが遠山だとする誤記を参照。
- 29 種彦の家作に関する違反の件については、事実上の左遷である甲府勤番の噂と合わせ、馬琴の天保13年6月19日頃[殿村]篠斎・[小津] 桂窓宛 (別紙・代筆) 書簡に記載されている (柴田・神田 2003:30-31)。馬琴も種彦が処罰されるべき原因として拝領地以外に住んでいた件を重視している。
- 30 天保 6-8 (1835-1837) 年刊と浅野秀剛により推定されている (国貞 1996:6)。
- 31 天保 7 (1836) 年刊という考証あり。同年刊の『偐紫』 20 編との関係が指摘されている (国貞 1996a: 解説の 4p. (n.p.))。
- 32 江戸時代の木版印刷の書物は、黙読ではなく音読によって享受されたと推定されている(前田 1973)。すなわち、かな読みを習得することで、寄席、講談、歌舞伎などでの舌耕芸を家庭内で楽しむ仕組みが草双紙作品にある。また『水滸伝』の翻案だった『八犬伝』の向こうを張り、日本の古典「源氏」の翻案を提案したというのが、版元鶴屋の当初の着眼点だったかもしれない。
- 33 光氏 17 歳の元服は文政 13 (1830) 年刊の第3篇に記載。天保 13 (1842) 年, 生前最後に刊行された 38 編 の序で, 海老茶筌髷は國貞による工夫と種彦は証言している。『偐紫』は歌舞伎でも上演され, その際の光 氏の髪形は、当然、この国貞の創案による海老茶筅髷で表象されただろう。
- 34 天保 4 (1833) 年刊の『偐紫』第 10 編序文で、古典としての源氏そのままの翻案を求める熱湯 (あつゆ) 好きと、「狂言歌舞伎」のような当世風の要素を入れることを求める温湯 (ぬるゆ) 好きという表現をもちいて、販売戦略的に温湯からはじめて、読者が作品世界に慣れ安定した売れ行きが見こめるようになるにつれ、熱湯へと進めていこうとする考えを表明している。ただし『源氏』の風雅の道への手引きと考えた場合も、『偐紫』は小型の判型の全丁に挿絵を入れる割り付けのため、書き入れ文字の小ささや絵組の華麗さ、すべてが鑑賞用であり、実用的な手習い教材には不適だろう。寺子屋での女子用の手習い手本、往来物に特化した研究としては天野 (1998) を参照。
- 35 家斉は安永 2 (1773) 年生誕。天明 7 (1787) 年から天保 8 (1837) 年まで将軍在位。同 12 (1841) 年逝去。
- 36 『偐紫』の大奥での人気を示すエピソードとして、松恵という奥女中の役職者が病気の種彦のためにお百度参りをしていたところ、誰かを呪詛しているように誤解され、職を辞すことになったという話を、山口剛 (1972:418. ただしこの部分は1927年初出)が関根只誠から引用している。井狩([1965] 1989:303-304) も参昭。
- 37 『偐紫』は明治43年(1910) にも葵文庫版が発禁処分になっている(斉藤 1932:119)。この件は大逆事件 当時の社会主義者,共産主義者弾圧の時節柄,異質かつ不思議な印象を与える。当時は,色好みの宰相と して著名であった伊藤博文が前年にハルピン駅頭で暗殺された事件直後であり,『偐紫』の内容を曲解する 伝統がこの時代にも司法権力において再発動したのではないか。
- 38 国芳については、喜多村の随筆文でも、種彦と対比されて、以下のように語られている。 いとおかしきは國芳が書る頼光病床二在て、四天王の力士ら夜話する處、上に土蛛の化物顕れたルる圖、

俗ニ有ふれたる畫也, 夫を何者か怪説を云出し, 當時の事を諷したる物とて, 此繪幸に賣たり, 此内おかしと云るハ, 彼土蛛いかにも畫工の筆めかぬ不調法なるが, 却て怪くみゆ, 是ハ本所表町, 俗ニ小産 堀と云所ニ提灯屋有, 初めハ繪かく事を知らぬ者ニて, 凧を作りて猪熊入道とやら云て, 髑髏の様なる首をかき, 淡墨と藍ニて彩る, 其邊の子供ら皆是を求めしが, 國芳此をかたどりて書たりとみゆ, (喜多村 1928: 224)

39 ただし明治の王政復古において、倒幕を含めた戦略を議論する思想の応用力は、かな書きの草双紙ではなく、儒教的教養を前提とした漢文脈の文献読解と鑑賞の力により培われた(前田 1973; 前田 2012)。西郷隆盛をはじめとする幕末の志士たちは武士階層なので、儒教を学ぶ「会読」システムを採用した藩校で学び、水戸学との接触を契機として自身の体験を振り返り新思想を培った。また勤皇、佐幕の両党に分かれた人たちと交流し、かれらを支援した町人や農民たちは漢字、漢文をもちいた思想書を読めないながらも、志士たちやかれらを弾圧する勢力の説く活動の一部を理解しようとし、場合に応じて新時代を待望したり、徳川の治世の全盛期をなつかしんだりしたのだろう。

参照文献

天野晴子, 1998, 『女子消息型往来に関する研究』 風間書房.

馬琴 (曲亭), 1911, 「著作堂雑記抄」, 服部仁編, 2007, 『馬琴研究資料集成 第三巻 曲亭遺稿』クレス出版, 406-524.

———(徳田武校注)2014,『近世物之本江戸作者部類』岩波書店.

藤田覚, 1989, 『天保の改革』吉川弘文館.

——— 1993, 『松平定信』中央公論社.

-----[1992] 2015, 『遠山金四郎の時代』講談社.

Habermas, Jürgen, [1962]1990, Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Neuwied (Luchterhand), Frankfurt am Main: Suhrkamp.(=[1973]1994, 細谷貞雄・山田正行訳, 『公共性の構造転換――市民社会の一カテゴリーについての探求』第2版, 未来社.)

速水融,2009,『歴史人口学研究――新しい近世日本像』藤原書店.

林美一, 1989. 『江戸枕絵師集成 歌川国貞』河出書房新社,

------1995. 『江戸艶本ベスト・セラー』新潮社.

揖斐高, 2014, 『江戸幕府と儒学者――林羅山・鵞峰・鳳岡三代の闘い』中央公論社.

家近良樹、2017、『西郷隆盛——人を相手にせず、天を相手にせよ』ミネルヴァ書房.

井狩章, [1965] 1989, 『柳亭種彦』吉川弘文館.

稲垣進一,2015、「謎解き――国芳の「土蜘蛛の妖怪」」、中右瑛・稲垣進一・惠俊彦監修、『浮世絵師 歌川国芳展』、アートワン、13-18.

石井良助·服藤弘司編, 1994, 『幕末御触書集成 第五巻』岩波書店.

鎌田大資,2015.「市民社会,人権,公共圏の学としての社会学――英仏市民革命期における二つの思想潮流」『椙山女学園大学研究論集』(社会科学篇)46:1-12.

2016,「判じ絵,迷走の果ての抵抗――絵師,作者,版元らの寛政改革への対処をめぐって」『現代社会学部紀要』10(1):1-39. (中京大学)

Kant, Immanuel, 1784, "Beantwortung der Frage: Was Ist Aufklärung," 1971, Kants Werke: Akademie-Textausgabe, Bd. 8, Abhandlungen nach 1781, Berlin: Walter de Gruyter, 33-42. (=2006, 中山玄訳,「啓蒙とは何か」、『永遠平和のために/啓蒙とは何か』 光文社, 9-29.)

金美真,2017,「『偐紫田舎源氏』の挿絵――近世初期の絵入り版本との比較を通して」『東京大学国文学論集』 12:197-217.

近世資料研究会編,2000, 『江戸町触集成 第十四巻 自天保十三年至天保十四年』塙書房.

喜多村信節, 1928, 「ききのまにまに」三田村, 1928, 1-392.

今田洋三,1981,『江戸の禁書』吉川弘文館.

------[1977] 2009, 『江戸の本屋さん---近世文化史の側面』平凡社.

国貞(歌川)(浅野秀剛解説), 1996, 『江戸名作艶本〔三〕艶紫娯拾餘帖』学研.

国貞(歌川)(浅野秀剛解説), 1996a, 『江戸名作艷本〔七〕春情妓談水揚帳』学研.

国芳・国貞(歌川), 2016, 『俺たちの国芳わたしの国貞: Kuniyoshi & Kunisada——ボストン美術館所蔵』日本テレビ放送網.

前田愛, 1973, 「音読から黙読へ――近代読者の成立」, 2001, 『近代読者の成立』, 166-210.

前田勉, 2012, 『江戸の読書会――会読の思想史』平凡社.

松岡英夫, 1991, 『鳥居耀蔵――天保の改革の弾圧者』中央公論社.

三田村焉魚(校訂). 1928. 『未刊随筆百種』第十一. 米山堂.

-----1977, 『三田村鳶魚全集 第廿三巻』中央公論社.

宮武外骨, [1911] 1985. 「筆禍史」, 谷沢永一・吉野孝雄編, 『宮武外骨著作集4』, 河出書房新社, 5-230.

森田健司,2017,『江戸の瓦版――庶民を熱狂させたメディアの正体』洋泉社

村木桂子,2016,「歌川国貞(三代豊国)筆「源氏後集余情」について――受容者としての御殿女中」『同志社 大学 日本語・日本文化研究』14:57-78.

永井荷風, 1992, 『荷風全集 第十巻 柳さくら, 江戸藝術論』岩波書店.

大戸安弘・八鍬友広、2014、『識字と学びの社会史――日本におけるリテラシーの諸相』思文閣出版。

岡崎寛徳, 2008, 『遠山金四郎』講談社.

乙羽 (大橋), 1898, 「解題」 『校訂 偐紫田舎源氏』, 博文館, 1-4.

齋藤昌三編, 1932, 『現代筆禍文献大年表』 粹古堂.

佐藤至子, 2017, 『江戸の出版統制——弾圧に翻弄された戯作者たち』吉川弘文館.

『撰要類集』(辻達也校訂), 1979, (3), 続群書類従完成会.

柴田光彦·神田正行編, 2003, 『馬琴書簡集成 第6巻』八木書店.

清水克行, 2018, 『戦国大名と分国法』岩波書店.

Siyès, Emmanuel, [1789] 2002, *Qu'est-ce que le tier êtat?*, Paris: Éditions du Boucher. (=2011, 稲本洋之助・伊藤洋一・川出良枝・松本英実訳, 『第三身分とは何か』 岩波書店.)

雙木園主人, [1894] 1913, 『江戸時代戲曲小説通志』誠之堂書店.

鈴木重三, 1984, 「偐紫田舎源氏」, 『日本古典文学大辞典 第四巻』岩波書店, 600-601.

鈴木登美・十重田裕一・堀ひかり・宗像和重編,2012,『検閲・メディア・文学――江戸から戦後まで』岩波書店. 高木完,1995,『江戸読本の研究――十九世紀小説様式攷』ペりかん社.

竹内オサム,1993,「"悪書追放運動"の頃」,中河伸俊·永井良和編,『子どもというレトリック――無垢の誘惑』 青弓社、47-74.

種彦(柳亭)(守随健次校訂), 1951-1953, 『偐紫田舎源氏』岩波書店.

————(鈴木重三校訂),1995,『偐紫田舎源氏』上,下(新日本古典文学大系 88,89)岩波書店.

徳川美術館編, 2005, 『絵画でつづる源氏物語――描き継がれた源氏絵の系譜』徳川美術館.

東京大學史料編纂所, 1988, 『大日本近世史料 市中取締類集 十八』東京大學出版會

土屋礼子, 2002, 『大衆紙の源流――明治期小新聞の研究』世界思想社.

梅村佳代,2002, 『近世民衆の手習いと往来物』 梓出版社.

山口剛, 1972, 『山口剛著作集 第四』中央公論社.

上保国良,1978,「天保改革と為永春水」日本大学史学科五十周年記念事業実行委員会編,『歴史学論文集――日本大学史学科五十周年記念』,314-329.

八鍬友広, 2017, 『闘いを記録する百姓たち――江戸時代の裁判学習帳』吉川弘文館.